

令和4年度 保険料率について



広報部鳥 けんぼん
©2018 協会けんぽ大阪支部

○医療分

- I 令和4年度保険料率について・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.3
 - i 令和4年度平均保険料率について
 - ii 論点について
 - iii 支部評議会における主な意見
 - iv これまでの主な運営委員の意見
 - v 更なる保健事業の充実に向けた検討について
- II 協会けんぽの収支見込（医療分）・・・・・・・・・・・・・・・・P.11
- III 健康保険料率の設定について・・・・・・・・・・・・・・・・P.13
- IV 令和4年度大阪支部保険料率の算定方法・・・・・・・・・・・・P.17

○介護分

- V 介護保険の令和4年度保険料率について・・・・・・・・・・・・P.20
- VI 令和4年度健康保険料率および介護保険料率の変更が及ぼす影響額について・・・・・・・・P.22
- VII 令和4年度保険料率改定に係る今後のスケジュール（予定）と実務上の手続き・・・・・・・・P.23
- VIII 令和4年度保険料率改定に係る広報スケジュール・・・・・・・・・・・・P.24

○医療分

（1）これまでの議論の経緯

令和4年度の保険料率については、協会の財政構造に大きな変化がなく、また、新型コロナウイルス感染症の影響により先行きが不透明である中で、今後の5年収支見通しのほか、人口構造の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の増加などを考慮した中長期的な視点、平成29年12月19日の運営委員会にて理事長より示した、「今後の保険料率のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい」旨の考えを踏まえ、運営委員会において議論が進められた。

運営委員会では「制度の安定的な運営のため、今は平均保険料率10%を維持することが重要」、「これまで中長期的な視点で考えることを貫いてきており、平均保険料率は10%維持が妥当」など、10%維持に賛同する意見が大勢を占めていた。

支部評議会においては、意見の提出があった支部は45支部あり、そのうち、平均保険料率10%維持の意見が31支部、引き下げるべきとの意見が4支部、平均保険料率10%維持の意見と引き下げるべきとの意見の両方の意見（両論併記）が10支部となった。

なお、両論併記の意見があった10支部のうち、7支部では平均保険料率10%維持の意見が多数を占めていた。

（2）協会としての対応

① 平均保険料率について

令和4年度の平均保険料率については、10%を維持する。

② 保険料率の変更時期について

令和4年4月納付分からとする。

1. 平均保険料率

《現状・課題》

- 協会けんぽの**令和3年度決算は、収入が10兆7,650億円、支出が10兆1,467億円、収支差は6,183億円と、収支差は前年度に比べて784億円増加し、準備金残高は4兆103億円**で給付費等の5か月分（法定額は給付費等の1か月分）となった。
- これは、協会において、ジェネリック医薬品の使用促進、レセプト点検の強化など医療費適正化のための取組を着実に進めてきたことや、中長期的に安定した財政運営を行う観点から、平均保険料率10%を維持してきたことなどによる。
併せて、新型コロナウイルス感染症の影響（経済状況の悪化によって賃金や被保険者数の伸びが抑えられるなど）による保険料収入の減少額よりも、加入者の受診動向等の変化の影響によって、協会発足以来初めて医療給付費が前年度より減少したことによる支出の減少額が上回ったという、**特別な状況によるもの**と考えている。
- 一方で、協会けんぽの今後の財政については、以下の状況から楽観を許さない状況である。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響によって経済状況が不透明であり、保険料収入の見通しも不透明である。平均標準報酬月額 は、令和2年9月以降、対前年同月比マイナスで推移している。一方で、医療給付費は、受診動向等の変化の影響等によって令和2年4、5月に大幅に減少した後、徐々にコロナ禍前の水準まで戻り、令和4年度においては、既にコロナ禍前の水準を上回っている。このため、協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないこと。
 - ・ 高齢化の進展により、高齢者に係る医療費が今後も増大する見込みであり、特に、令和4年度以降、団塊の世代が後期高齢者となることによって、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること。
 - ・ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によって健診や保健指導の実施率が落ち込み、健診・保健指導にかかる費用も対前年度比マイナスとなったが、令和4年度の目標実施率を踏まえると、健診・保健指導経費は、前年度と比較して370億円程度の増加が見込まれていること。
 - ・ 健康保険組合の令和4年度予算早期集計では、経済状況の悪化の影響によって約8割の組合が赤字を計上している。今後、健康保険組合の実質保険料率が10%を超える事態になると、財政状況の悪化した組合が解散を選択することも考えられること。
 - ・ 平成29年度半ば頃から被保険者数の伸びが急激に鈍化し続けていること。
 - ・ 今後、高額な医薬品・再生医療等製品の薬価収載や、それらの収載後の効能・効果の追加による処方患者数の増加の可能性もあること。
- こうした状況も踏まえながら、今後の財政状況を見通す観点から、新型コロナウイルス感染症の影響も含めた、5年収支見通し等の財政状況に関するシミュレーションを行ったところ、**平均保険料率10%を維持した場合であっても、数年後には準備金を取り崩さなければならぬ見通し**となっている。

1. 平均保険料率

【論点】 平均保険料率10%を維持するべきかどうか

- 協会の財政構造に大きな変化がなく、また、新型コロナウイルス感染症の影響により先行きが不透明である中で、今後の5年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の増加などを考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、令和4年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について、どのように考えるか。

※平成29年12月19日 運営委員会 安藤理事長発言要旨：「今後の保険料率の議論のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい。」

2. 保険料率の変更時期

≪現状・課題≫

- これまでの保険料率の改定においては、都道府県単位保険料率へ移行した際（平成21年9月）及び政府予算案の閣議決定が越年した場合を除き、4月納付分（3月分）から変更している。

【論点】

- 令和4年度保険料率の変更時期について、令和4年4月納付分（3月分）からでよいか。

I 一 iii 令和4年度保険料率に関する支部評議会における主な意見（令和3年10月）

令和3年10月に開催した各支部の評議会での意見については、協会は、

- ・医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造や、今後、団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年度以降も後期高齢者支援金が増大していくなど、楽観視できない現実がある中で、できる限り平均保険料率10%を超えないようにということを中心に考えている
- ・協会の財政について、「大きな変動がない限り、中長期に考えていきたい」という基本的なスタンスを変えていないことについて評議会で説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととしている。

意見の提出状況並びに平均保険料率に対する意見の概要は以下のとおり。

※令和3年10月に開催した各支部の評議会での意見については、理事長の現時点における考え（新型コロナウイルス感染症拡大による協会財政に対する影響はあると考えられるが、基本的には中長期的な視点で保険料率を考えていくこと）を評議会で説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととしている。

意見の提出状況並びに平均保険料率に対する意見の概要は以下のとおり。

意見の提出なし	2支部(6支部)	※()は昨年の支部数
意見の提出あり	45支部(41支部)	
①	平均保険料率10%を維持するべきという支部	31支部(31支部)
②	①と③の両方の意見のある支部	10支部(5支部)
③	引き下げるべきという支部	4支部(2支部)
④	その他(平均保険料率に対する明確な意見なし)	0支部(3支部)

← 大阪支部

※保険料率の変更時期については、4月納付分（3月分）以外の意見はほぼなし。

【評議会意見】

- 令和4年度保険料率について、変更時期に関しては従来通り、保険料率に関しては中長期的な運営を見据え、10%を維持する。

【学識経験者】

- 法定準備金は6か月分ほど積みあがるという試算が出ているため、社会情勢を鑑み、納付猶予制度だけでなく、可能な時に短期的にでも保険料率引き下げを検討してもよいのではないか。

【事業主代表】

- 以前から、保険料率が下がるほうがいいという意見があることは承知しているが、現状を考えると保険料率を引き下げるとは難しいと考える。10%の平均保険料率を維持しつつ、保険料の適正な給付・運営を行っていただきたい。
- 10%を維持していても、3年後に赤字となるのであれば、5,6か月分の準備金はすぐになくなると思う。10%を維持し、これ以上の引き上げはないようにしてもらいたい。

【被保険者代表】

- 試算を見る限り、10%を維持すべきと考える。

1. 平均保険料率及び準備金

- 令和4年度の平均保険料率を10%とすることに異論はないが、準備金を取組の原資として有効活用してほしい。取組例として、健康経営セミナーの積極的な開催や事業所カルテ配布活動の強化などが考えられる。事業主が健康経営に取り組み、従業員が心身ともに健康な状態で働くことにより、生産性の向上や企業経営への好影響が期待できるものである。
- 支部評議会の意見では、平均保険料率10%を維持するべきとの意見が多くなっているが、これらは、将来的な負担増を考慮しての消極的な賛成と思われる。これまでのように、中長期的な観点で平均保険料率を10%に据え置くだけでは、各支部の評議員、事業主や被保険者の納得は得られないと考える。

本運営委員会でも、支部から出されている保険料率の引き下げや準備金の還元・活用、国庫補助率の引き上げ等の意見について、しっかりと受け止めて検討して欲しい。このような検討を行う場合、特に被保険者の意見を反映させる必要があると考えている。被保険者に、協会が国庫補助の約3倍の額を高齢者医療への拠出金として負担していることを知っていただくよう、十分周知広報してもらいたい。そうすることで、被保険者自ら声を出してもらうことが可能となると思う。

国民皆保険を維持するために、協会けんぽが今後どうあるべきなのか、どこまで保険料の負担ができるのかなどを考えた上で、大きな視点で政府に要望していく時期にきているのではないか。
- 本来であれば、わずかでも保険料率を引き下げ、事業主の負担を軽減していただきたい。一方で、協会けんぽの財政状況は赤字構造が続き、今後新型コロナウイルス感染症の感染再拡大等がないとは言えず、将来的にも不安定な状況が続くことが見込まれる。これらを踏まえると、制度の安定的な運営のために、今は平均保険料率10%を維持することが重要である。

国庫負担については、各支部の評議会でも多くの支部から上限の20%まで引き上げを要望する意見が出ている。準備金残高が積み上がっている中で、加入者への還元策として特定健診等の補助率の引き上げを何とか実現し、協会けんぽの運営を維持していただきたい。
- 平均保険料率が頻繁に変動すると、医療保険制度に対する不安感につながると感じる。これまで中長期的な視点で考えることを貫いてきており、平均保険料率は10%維持が妥当であると考えます。

一方で、準備金の残高がかなり積みあがっていることも事実であり、支部評議会の意見でも「加入者に還元すべき」という意見が出ている。また、法定準備金の積立額は1か月分で妥当なのか、という支部評議会の意見には同感である。

- 保険料の負担感も高まっているが、被保険者の立場として、健全な運営を将来にわたって継続するために安定した財政基盤を確保する必要性は理解できる。したがって、令和4年度の平均保険料率について10%を維持することは、セーフティネットとしての役割の観点からやむを得ないと考えるが、2点踏まえていただきたい。
 - 1点目は、被保険者や事業主の納得性を高めるべく、より丁寧な説明に努めていただきたい。
 - 2点目は、被保険者や被扶養者の健康増進のための様々な事業を行っていただきたい。また、どの程度まで準備金を積み上げておくことが妥当なのか、ということを検討するのは本運営委員会の役割ではないか。
- 被保険者にとっては、保険料率を引き下げて負担を少しでも軽くすることが一番だが、今後のことを考えると10%維持が妥当。準備金に関しても、準備金が5か月分積み上がっていることを踏まえ、準備金のあり方や還元策を含めて検討いただきたい。
- 基本的には平均保険料率10%維持を支持する。一旦、保険料率を引き下げたとしても、また引き上げることが視野に入っている以上は、なるべく平均保険料率10%を維持していくことが事業主の立場に立っても望ましいと考える。
 - 準備金が積み上がっていることで、様々な意見が出ていることも理解する。加入者、事業主、保険者、いずれにもメリットが受けられるような方策を真剣に考えることが求められており、そのための検討・議論を早急にすべきである。また、シミュレーションの信頼性、整合性等を確認したうえで、更に議論が進むことを期待したい。

2. 保険料率の変更時期

- 令和4年4月納付分から変更することについて、特段の異論はなし。

1. 趣旨

- 9月16日及び11月26日の運営委員会でいただいたご意見を踏まえ、
 - ・ 戦略的保険者機能の一層の強化の必要性
 - ・ 加入者・事業主の目に見える形での保健事業の充実の必要性といった観点から検討を進めることとする。

2. 検討内容

- 現在の保険者機能強化アクションプラン（第5期）では、保健事業の基本となる「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルス※注1の取組」、「重症化予防の対策」の3本柱を着実に実施する。
その上で、まずは4年度からLDLコレステロール値に着目した受診勧奨を実施。さらに、支部保険者機能強化予算を活用した喫煙対策、メンタルヘルス等の保健事業も推進しつつ、令和5年度にパイロット事業を実施し、保険者機能強化アクションプラン（第6期）（6年度～8年度）に向けて以下を検討する。
 - (1) 重症化予防対策の充実（6年度から実施）
 - ・ 被扶養者を対象とした、高血圧等に係る未治療者への受診勧奨の実施
 - (2) 支部主導の保健事業の実施（6年度から実施）
 - ・ 喫煙、メンタルヘルス等に着目した新たなポピュレーションアプローチ※注2等、支部ごとの独自性を生かした支部主導の保健事業の実施
 - (3) 健診・保健指導の充実・強化（6年度以降に実施）
 - ・ 健診等実施率の向上を図るための具体的方策を検討（利用者負担額の軽減を含めて検討）
なお、健診内容の充実については、国における特定健康診査等基本指針の見直しの動向（令和4年度中に取りまとめ）を踏まえることとする。

注1：協会けんぽと事業主が連携し、加入者の皆様の健康維持・増進を図ること

注2：高いリスクを持った人に限定せず、全体的にリスクを下げるために行っていく支援のこと

Ⅱ－i 協会けんぽの収支見込（医療分）《前年度の収支見込み（及び決算）との差について》

（単位：億円）

		R2(2020)年度	R3(2021)年度		R4(2022)年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (R3年12月) (b)	R3-R2 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (R3年12月) (c)	R4-R3 (c-b)	
収入	保険料収入	94,618	99,375	4,757	99,369	▲ 5	H24-R3年度保険料率： 10.00% R4年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,739	12,461	▲ 279	12,454	▲ 7	
	その他	293	275	▲ 18	266	▲ 8	
	計	107,650	112,110	4,460	112,090	▲ 21	
支出	保険給付費	61,870	66,623	4,753	67,304	681	○R4年度の単年度収支を均衡 させた場合の保険料率 R4年度均衡保険料率： 9.54%
	前期高齢者納付金	15,302	15,541	239	15,542	1	
	後期高齢者支援金	21,320	21,596	276	20,790	▲ 806	
	退職者給付拠出金	1	1	▲ 0	1	▲ 0	
	病床転換支援金	0	0	▲ 0	0	▲ 0	
	その他	2,974	4,582	1,607	3,868	▲ 714	
	計	101,467	108,343	6,876	107,505	▲ 838	
単年度収支差		6,183	3,768	▲ 2,415	4,585	818	
準備金残高		40,103	43,870	3,768	48,456	4,585	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

Ⅱ－ⅱ 政府予算案を踏まえた収支見込（令和4年度）の概要

政府予算案を踏まえた令和4年度の収支見込は、平均保険料率を10%で維持する前提のもとで、収入（総額）が11.2兆円、支出（総額）が10.8兆円と見込まれ、単年度収支差は4,600億円の見込み。

（1）収入の状況

収入（総額）は、令和3年度（直近見込）から20億円の減少となる見込み。

主に、「保険料収入」及び「国庫補助等」がほぼ横ばいになることによるものである。

（2）支出の状況

支出（総額）は、令和3年度（直近見込）から800億円の減少となる見込み。主な要因は以下の通り。

- ① 「保険給付費」について、令和4年度診療報酬改定や短時間労働者の適用拡大といった減少要因はあるものの、加入者1人当たり保険給付費の増等によって700億円増加する。
- ② 「高齢者医療への拠出金等」について、団塊の世代が後期高齢者になり始めることで、後期高齢者支援金等の概算額が増加する一方で、令和2年度分の拠出額が精算されたことによる戻り分の影響と相殺されること等によって、800億円減少する。
- ③ 「その他」について、令和3年度は、令和2年度に交付を受けた保険給付費等国庫補助金の返還額（令和2年度の医療給付費が、予算策定時の見込みよりも大幅に減少した（予算策定時：6.1兆円→決算：5.6兆円）ことから、実績（決算）に基づき国へ返還する額）が計上されていたが、令和4年度はその影響がなくなること等から、714億円減少している。

（3）収支差と準備金残高

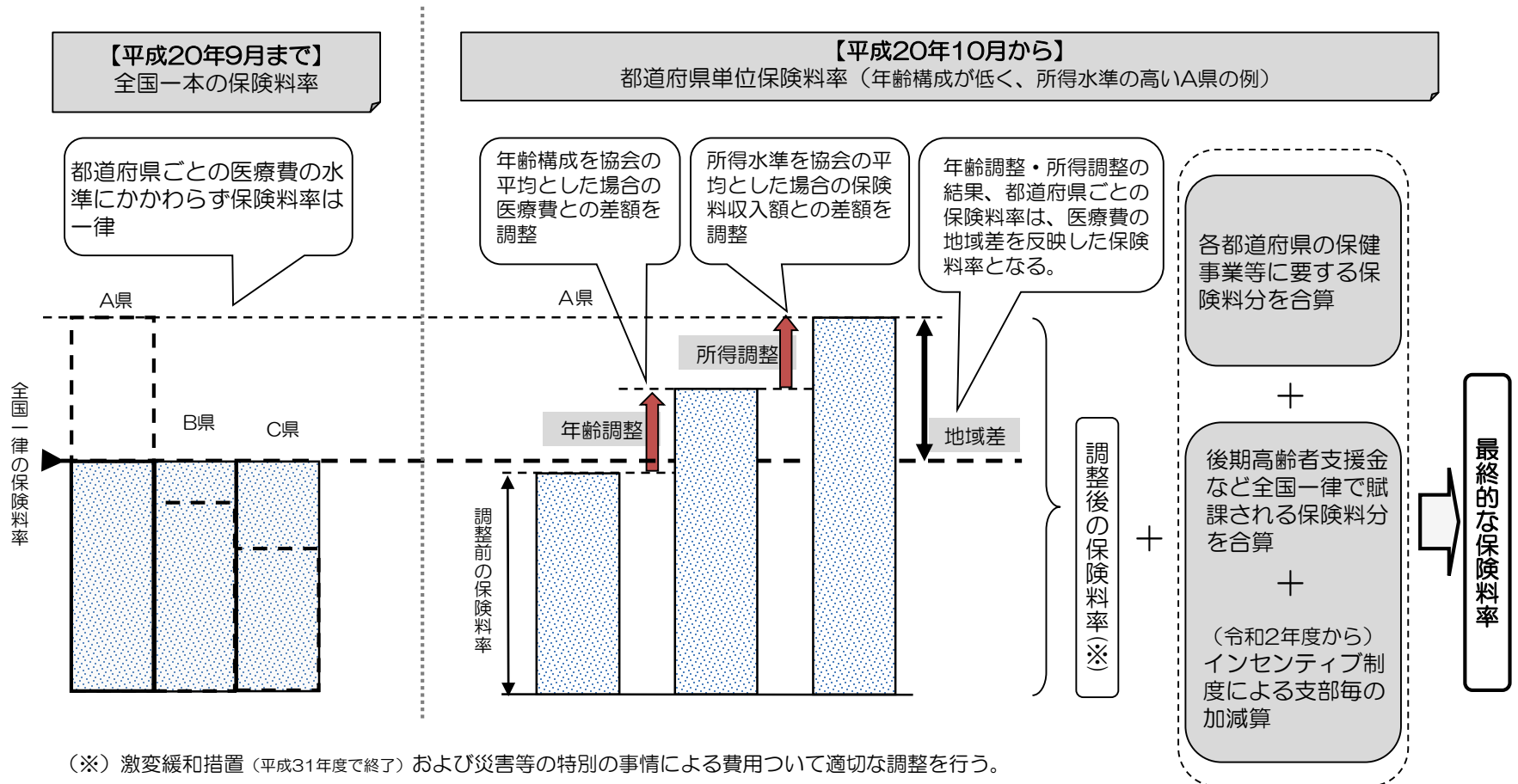
令和4年度の「収支差」は、令和3年度（直近見込）より、800億円増加して4,600億円になる見込み。

（収支均衡料率は、9.54%の見込み。）

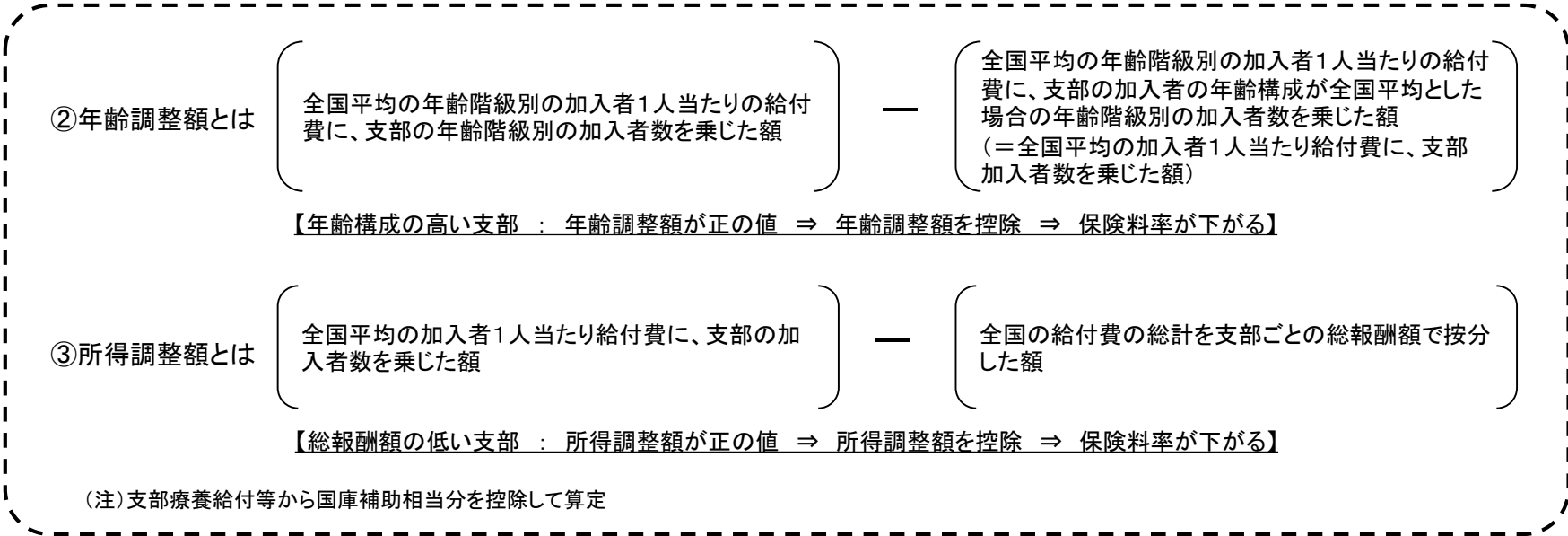
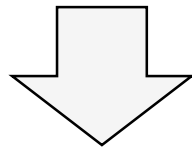
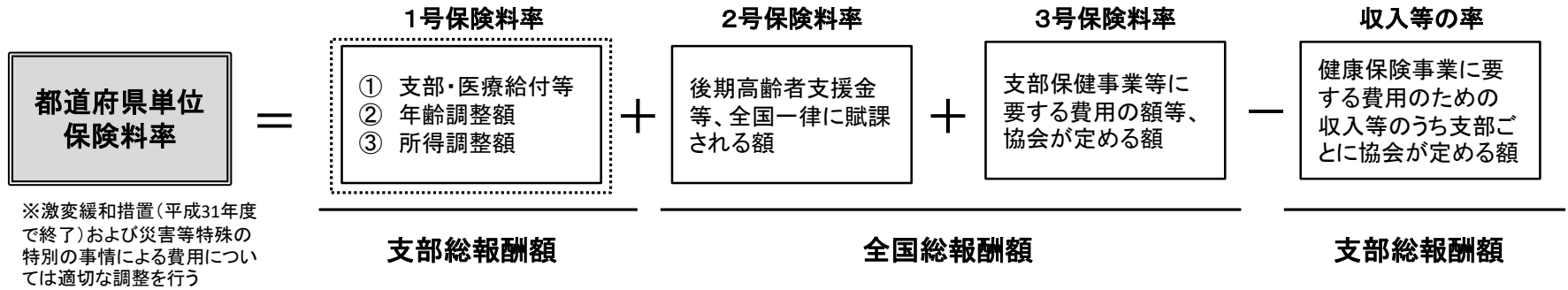
令和4年度末時点の準備金残高は4.8兆円の見込み。

Ⅲ－i 都道府県単位の保険料率の設定のイメージ

都道府県単位の保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。



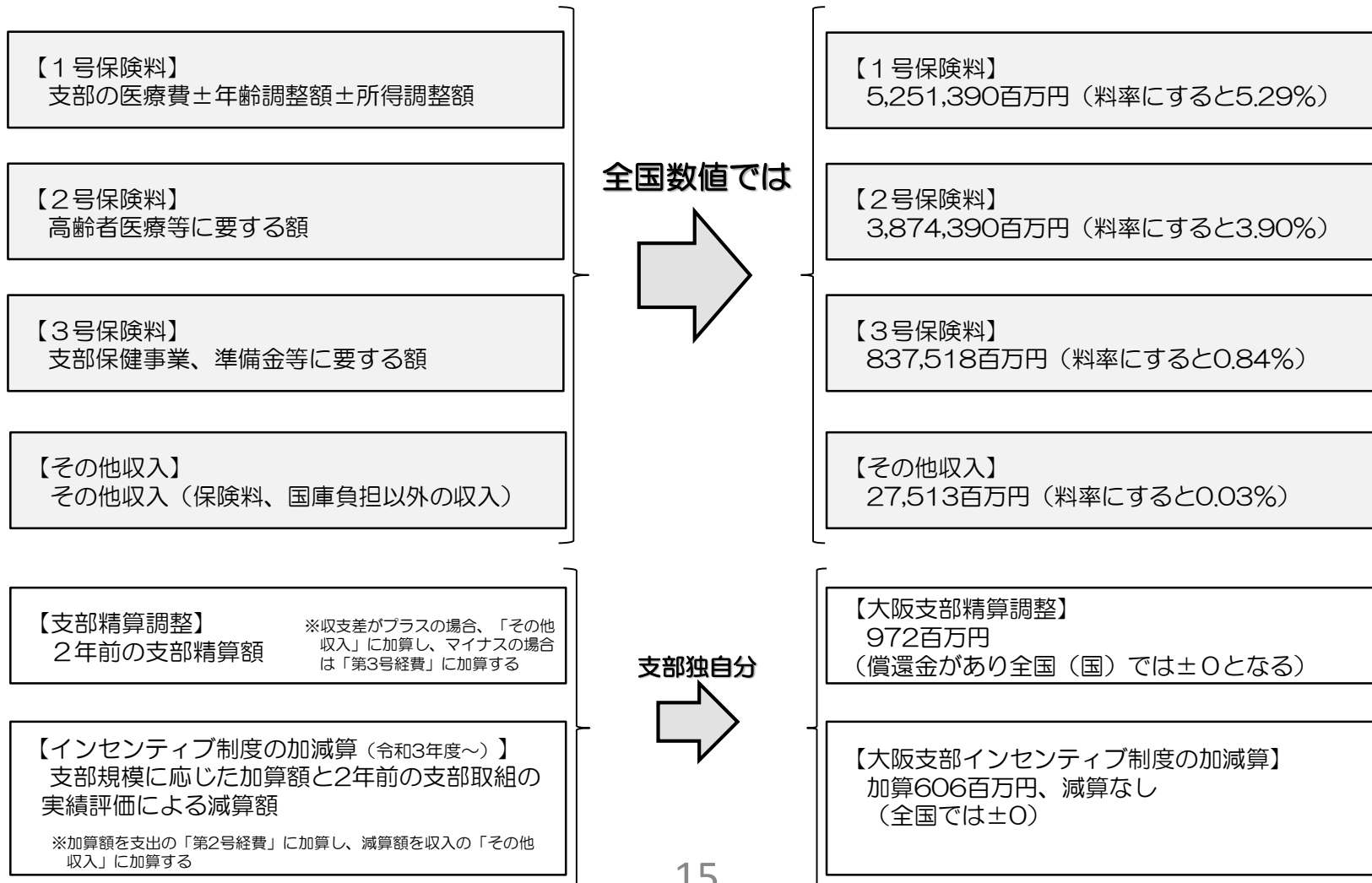
Ⅲ－ⅱ 都道府県単位保険料率の算定方法（精算調整・インセンティブ制度の加減算 除く）



Ⅲ－ⅲ 都道府県単位の保険料率算定の概要

- 都道府県単位の保険料率は、以下の費用を勘案して算出する。
- 各種費用の総額は、政府予算案を基礎に、国庫補助相当分を除外して、各支部比率により算出する。

【令和4年度】



● 医療費に関する考え方について

給付等の内容	支部被保険者で負担 (1号)	総報酬按分(2号)
療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、 保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費	○	
傷病手当金、埋葬料、出産育児一時金、出産手当金		○
高額療養費、高額介護合算療養費	○	
前期高齢者納付金、後期高齢者支援金		○

※ 上記の内容には、家族（被扶養者）に対する給付を含む。

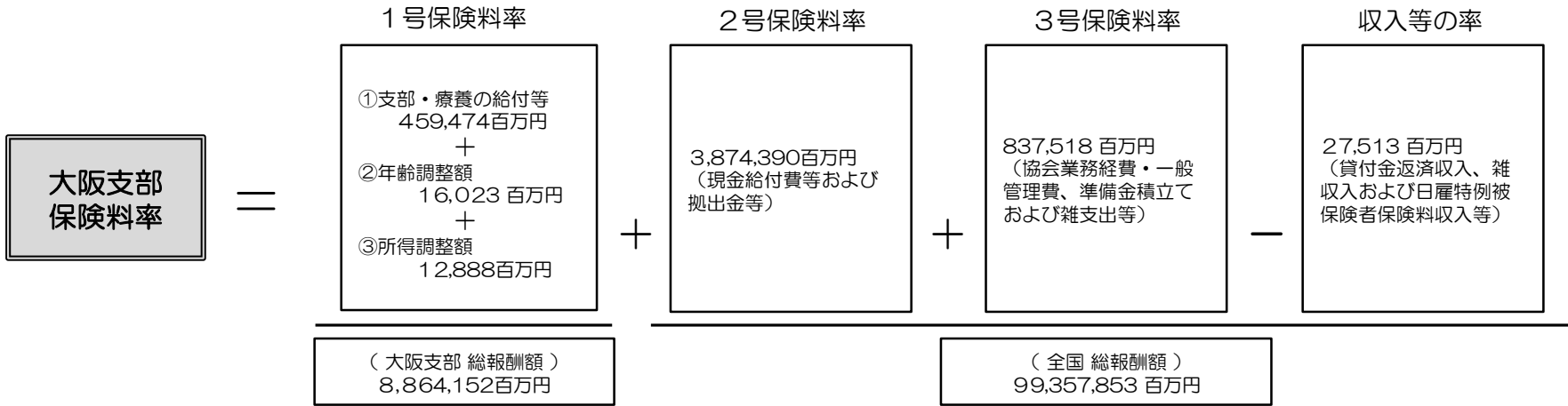
● 特別の事情による費用の取扱について

特別の事情による各都道府県支部の医療費については、国民健康保険や後期高齢者医療制度における取扱い等を踏まえ、一定の基準により、全都道府県支部で等しく負担することとする。

《特別な事情》

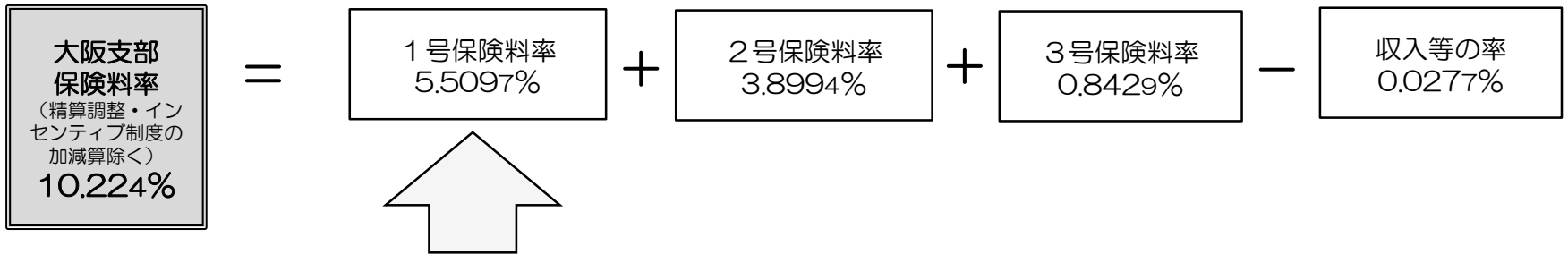
- ① 災害による一部負担金の減免等がある場合
当該減免額が当該支部の総報酬額の1万分の1を超える場合、その超える額を全支部で等しく負担
(※省令135条の2第2項第1号)
- ② 原爆被爆者に係る医療費が多額である場合
- ③ 療養担当手当に係る額がある場合
- ④ その他特別の事情がある場合

IV- i 令和4度大阪支部保険料率の基本的な算定方法（精算調整・インセンティブ制度の加減算 除く）

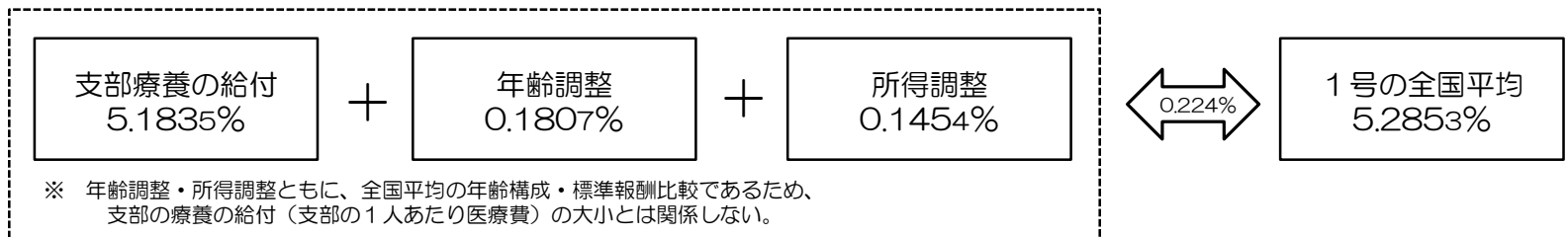


《料率に換算すると》

※ 保険料率を算出する際は計算の最終時点で四捨五入



《1号保険料率内訳》



《精算調整を反映させる》

大阪支部 保険料率 <small>(精算調整・イン センティブ制度の 加減算除く)</small> 10.224%	－	令和2年度精算分 972百万／支部総報酬額 0.0110%	＝	大阪支部 保険料率 <small>(インセンティブ 制度の加減算除 く)</small> 10.213%
---	---	-------------------------------------	---	--

- ・ 令和2年度精算分経費：972,164,927円
(※マイナスの場合は絶対値を加算する)

《さらに、インセンティブ制度の加減算を反映させる》

大阪支部 保険料率 <small>(インセンティブ 制度の加減算除 く)</small> 10.213%	＋	インセンティブ加算分 606百万／支部総報酬額 0.0069%	－	インセンティブ制度減算分 0百万／支部総報酬額 0.0000%	＝	大阪支部 保険料率 10.220%
--	---	---------------------------------------	---	---------------------------------------	---	--

保険料率は、下3桁を
四捨五入して算出する

○介護分

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

令和4年度は、令和3年度末に見込まれる剰余分(227億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.64%(4月納付分から変更)とする。

(参考)

健康保険法第160条第16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

1.80%から令和4年4月以降に1.64%へ引き下げた場合の令和4年度の保険料負担の影響(被保険者1人当たり、労使折半前)

[年額] ▲6,934円 (78,012円 → 71,078円) の負担減

[月額] ▲512円 (5,760円 → 5,248円) の負担減

(注1) 標準報酬月額を320,000円、賞与月額を年1.546月とした場合の負担を算出したものである。

(注2) 「年額」は令和4年度の標準報酬月額(12か月分)と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額(1か月分)によって算定したものである。

V - ii 協会けんぽの収支見込み（介護分）

（単位：億円）

		R2（2020）年度	R3（2021）年度	R4（2022）年度	備考
		決算	直近見込 (R3年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R3年12月)	
収入	保険料収入	10,379	11,002	10,229	R2年度保険料率： 1.79%
	国庫補助等	-	-	1	R3年度保険料率： 1.80%
	その他	-	-	-	R4年度保険料率： 1.64%
	計	10,379	11,002	10,229	
支出	介護納付金	10,303	10,291	10,480	納付金対前年度比 ⇒ + 189
	その他	21	55	-	
	計	10,324	10,345	10,480	
単年度収支差		55	656	▲ 250	
準備金残高		▲ 430	227	▲ 24	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

VI 令和4年度健康保険料率および介護保険料率の変更が及ぼす影響額について

- 平均保険料率10%の場合、大阪支部における変化
～標準報酬月額30万円の被保険者の場合～

健康保険料率	令和3年度	10.29%
	令和4年度	10.22%
現在からの変化分	料率	-0.07%
	金額	-210円
	(被保険者負担分)	-105円

介護保険料率	令和3年度	1.80%
	令和4年度	1.64%
現在からの変化分	料率	-0.16%
	金額	-480円
	(被保険者負担分)	-240円

※ 数値は、政府の予算セット時の計数で算出すると異なる結果となる場合がある。

VII 令和4年度保険料率改定に係る今後のスケジュール（予定）と実務上の手続き

12月17日 運営委員会（平均保険料率の方針決定）

1月6日 全国支部長会議

11日～19日 支部評議会の開催
（都道府県単位保険料率の変更について意見を聴く）

20日 支部長から理事長への意見の申出【提出の期限】

27日 運営委員会（都道府県単位保険料率の決定）
料率変更について認可申請

健康保険法

第160条

- 6 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いたうえで、運営委員会の議を経なければならない。
- 7 支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更について意見の申出を行うものとする。
- 8 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

Ⅷ 令和4年度保険料率改定に係る広報スケジュール

